

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
地震災害対策編・第1章 総則						
1	1-3	第2節 第1 計画の方針	第2章、第1 計画の方針このため、市としては努めて市の有する能力を持って対処し不足する能力については、・・・ ↓ 左記文面は、公文書としての文面として疑義があります このため、市は全力で人命の救助、被災者支援およびインフラ、ライフラインの復旧に対処するとともに、災害が拡大し緊切な人命救助、災害復旧等の必要が生じた時は、・・・	「不足する」を一般的な用語である「不足する」に修正します。 なお、「市が『全力で』災害対処にあたる」のは、東京湾北部地震の場合でも、流山市直下の場合でも、等しく当然のことです。 前者の場合と後者の場合の違いは、東京湾北部地震においては、国等の支援は東京及び神奈川・千葉の湾岸地域に集中されるので、「流山市は、市の保有する能力で対処することを基本とすべきであり、かつ、そうせざるを得ない」のに対して、流山市直下の大規模な地震に際しては、「国等の支援が流山市へ集中されることを期待出来、かつ、市の能力だけでは対処出来ない」であろうという考えです。	有	p1-3：当該箇所の修正。 ・・・市としては、努めて市の保有する能力をもって対処し、不足する能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。・・・
2	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	ア 追加：進捗状況を可視化する。	ご意見のとおり防災に関する各種施策の進捗度を市民に周知することは当然のこととして実施してまいります。	無	
3	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	イ 追加：達成目標を定め、市職員の防災・・・ 追加：市職員の日時別参集体勢を把握する。 追加：部署内の担当を可視化する。	市地域防災計画には市の災害対策の基本的な方針と対応を示しています。なお、市職員個人の対応等については、内部のマニュアルにおいて定めており、市職員の平日及び休日の職員参集については、事業継続計画において明確にします。	無	
4	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	ウ 追加：組織ごとの実施状況を可視化する。	ご意見のとおり防災訓練の実施状況を市民に周知することは当然のこととして実施してまいります。	無	
5	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	エ 追加：自助・共助・公助の役割分担を可視化する。 追加：指揮系統を可視化する。	防災における自助・共助・公助の役割は、何れも「市民の生命、身体及び財産を災害から護る」ことであり、各々の具体的な役割は第4節において記述しています。 また、自助とは自分で守る、共助とは地域でお互いに助けあう、公助とは行政が助けるという概念であり、それらの間に指揮系統は存在しませんが、公助に関して、市役所職員をもって設置する災害対策本部においては、本部長（市長）が本部職員を指揮監督します。また、対策本部は、各関係機関、団体及び市民と協力して災害に対処します。	無	
6	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	オ 追加：市と当該組織の協働によるマニュアル作成を行う。 追加：マニュアルに従って防災訓練を行い、実施状況に沿ってマニュアルを改編する。	現在、避難所運営マニュアルを自治会等と協議しながら作成しており、他のマニュアルについても必要に応じて関係団体等と協議しながら作成します。 災害対応にマニュアルの作成は有益であり、マニュアルに沿った訓練も実施し、その成果をマニュアルの修正に反映してまいります。更に、「マニュアルに頼らず、状況に即して対応する訓練」も重視して実施してまいります。	無	
7	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	キ 追加：市民組織と事前に協定、覚書を交わす。	ご意見の趣旨については「第2章災害予防計画 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第1款 通信基盤の整備 第1情報収集・伝達体制の整備」に記述済です。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
8	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	ク 追加：飲料用井戸の設置、飲料水供給体制の整備を行う。	ここでは、防災拠点や消防力について記述しているため、飲料水の供給体制の整備については、「コ」に加筆します。 災害用井戸につきましては、避難所やその周辺における生活用水の確保のため、各小中学校等に設置しています。現在ある27か所の災害用井戸の原水とろ水機による処理水を検査した結果を踏まえ、飲用水として供給出来ると判断した18か所のうちの所要の井戸に動力ポンプ等を設置して、その給水能力を強化する旨を「第2章災害予防計画 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第2款 防災施設の整備」に記述します。また、応急給水用の車載ポリタンク（2t）24個購入し、応急給水能力を強化します。 なお、本防災計画案においては「市は避難所などで応急給水活動を開始する」「市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する」としています。また、防災計画の対象としている大規模災害とは別の原因によって、市の全域におけるような大規模な断水が生じた場合は、このポリタンクを使用し、4か所の浄水場に8か所の小学校を加えた12か所の給水所において給水する計画です。	有	p1-3：コの修正。 コ 食糧備蓄や飲料水の供給体制の整備を推進する P2-63：第2章第4節第2款第2「1(2)ウ 災害用井戸」に加筆。 今後、飲料水として利用可能な井戸については、飲料水として提供するとともに、動力ポンプ等の設置によって、給水能力の強化を図る。
9	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	ケ 追加：ホームページ、FACEBOOK、Twitter等で情報提供の体勢を整え、防災情報を可視化する。 追加：SPEEDI等緊急情報の確実な情報伝達体勢を整備する。 追加：情報通信施設（複数箇所）	情報提供に関するご意見の趣旨については、「第2章災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第1 防災広報の充実」及び「同章 第4節 防災施設・体制等の整備計画 第2 災害通信施設の整備」に記述済みです。 また、SPEEDIに関する事については、今後の国及び県の防災計画の修正を踏まえて検討します。	無	
10	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	コ 追加：自助としてペット用食糧備蓄を推進する。	ここでは、計画の方針を示しているため、ご意見については第2章に記載してまいります。第2章に、ペット用の食糧の備蓄について記載いたします。 関連箇所：第2章第5節第3「3 ペット対策」	有	p2-78：第2章第5節第3「3 ペット対策」に加筆。 また、市は、飼主に対し、災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの（餌やトイレ、キャリー、ケージ、引き綱、常備薬等）、しつけ及びマナー等について周知する。
11	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	サ 追加：市独自に子ども、妊婦等の安定ヨウ素剤を準備する。 追加：マスク、消毒用アルコール等を準備する。	安定ヨウ素剤の備蓄については、今後の国及び県の防災計画の修正を踏まえて検討します。 また、新型インフルエンザ対策等は本計画の対象外ですが、同対策のため所要の防護服、マスク、消毒用アルコール等を備蓄しています。	無	
12	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	シ 追加：障がい者、高齢者等要援護者の避難手段を確立する。	ご意見の趣旨については、「第2章 災害予防計画 第7節 災害時要援護者の安全確保対策」に記述済みであり、この中で、災害時要援護者の避難については、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を作成することとしています。	無	
13	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	ス 追加：ボランティアとの指揮系統を可視化する。	ボランティアとの指揮命令系統というのは存在しませんが、市社会福祉協議会内に設置するボランティア本部が一般ボランティアの受入れを実施する等、ボランティアの受付・調整窓口等を定めています。	無	
14	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	セ 追加：組織ごとのマニュアル作成、防災訓練を支援する。	自主防災組織や事業所等に対する支援等に関しては「第2章 第1節 訓練及び防災知識の普及計画」に記載済みです。	無	
15	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	ソ 追加：危険物の届け出を徹底し、危険物の流出時の対策を検討する。	危険物の取扱等は法律で定められており、かつ、その指導徹底は消防業務として実施しています。 また、危険物流出時の対策については、大規模事故災害対策編に定めています。	無	
16	1-3	第2節 第1 1 災害予防対策	タ 追加：その成果を定期的に報告し、可視化する。	ご意見のとおり、各種調査研究の成果については、当然のこととして、必要の都度市民に周知してまいります。	無	
17	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	ア 追加：市職員の日時別参集体勢を把握する。	市職員の平日及び休日の職員参集については、事業継続計画において明確にします。	無	

流山市地域防災計画修正案に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
18	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	イ 追加：情報の緊急性、確実性について予めガイドラインを定め、有機的に情報収集、発信を行う。	災害情報等については、災害対策本部事務局で情報を整理・分析し、一元管理に努めるとともに、共有化を図っていくことを第3章に記載しています。 関連箇所：第3章第2節第3「1 災害情報の分析」「2 災害情報の一元管理・共有化」	無	
19	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	ウ 追加：情報発信には、予め協定を締結し、民間ボランティアの協力を仰ぐ。	意見の趣旨については、「第2 章災害予防計画 第4 節 防災施設・体制等の整備計画 第1 款 通信基盤の整備 第1 情報収集・伝達体制の整備」に記載済みです。	無	
20	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	エ 追加：携帯電話を利用し、被災状況を市民からの情報提供してもらおう。	市民からの情報提供受付のための専用アドレスを設け、市のホームページに掲載することを検討しており、第3章に記載します。 関連箇所：第3章第2節第1「4 被害の通報」	有	p3-31：第3章第2節第1「4 被害の通報」の追加。 市は、災害時に市民から被害状況等の情報を受け付けるため、専用アドレスを設け、市のホームページに掲載する。
21	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	ケ、水道・電気 ↓ ケ、水道を・・・上下水道とする	ご意見どおり、修正いたします。	有	p1-4：当該箇所の修正。 上下水道、電気、・・・
22	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	コ 追加：自治会、学校等で応急教育の充実を図る。	「応急教育」は、職員・施設が被災し、避難所となっている学校において、教育を早期に再開するするために実施するものであり、自治会で実施するものではありません。 また、こういった状況においては、「応急教育の充実」より「応急教育の確保」という方が、実態に即した表現です。	無	
23	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	シ 追加：専門家による住宅・建築の解体前相談を行う。（応急危険度判定と住宅・建物の要解体は別であることを周知する。）	ここでは、計画の方針を示しているため、ご意見については第3章に記載してまいります。 関連箇所：第3章第12節第3「4 相談窓口の設置」	有	p3-174：第3章第12節第3「4 相談窓口の設置」の追加。 (1) 解体前相談 応急危険度判定結果を踏まえ、被害を受けた建物を修理するか解体するかについて建築の専門家に相談できる窓口を設ける。
24	1-4	第2節 第1 2 災害応急対策	ス 追加：応急危険度判定員名簿を作成する。	応急危険度判定士の名簿の管理は県が行っています。	無	
25	1-4	第2節 第2 計画の修正	追加：また、この計画を修正した場合は、後日県【と市民】へ報告する。	ご意見のとおり、計画を修正した場合、当然のこととして、市民に周知してまいります。	無	
26	1-5	第2節 第3 4 流山市事業継続計画（BCP）の策定	追加：期限を定めて策定する。	平成24年中に策定する予定です。	無	
27	1-5	第2節 第3 5 市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成	各施設において災害対応を具体化した計画を作成、、、 公民館では災害時に避難所になった際の指示はされておらず、市の職員が各施設に行くまでの繋ぎだけ。それも職員が来るまで何をしろの指示もない。公民館としては、とにかく部屋に入ってください休んでもらうだけ。（これも公民館として自主的な対応） 大災害時に職員がはたして各公民館にこられるのか。 道路が寸断された時等はどうするのか。 休日の時等素早い対応は可能なのか。 公民館は年末年始以外はすべて開館しています。 せめて毛布だけでも常備出来ないものか。	公民館を含めた避難所のマニュアルを作成する予定であり、その過程において、意見にある課題の解決に努めます。 また、備蓄倉庫については、学校を重視して段階的に整備していますが、集中と分散のバランスが必要であり、現時点においては、公民館を含む全避難所予定施設に備蓄倉庫を併設する予定はなく、最寄りの倉庫から、各々の避難所に必要な物資を配分し得る態勢の確立が重要であると考えています。	無	
28	1-7	第3節 第2 流山市防災会議の組織	流山防災会議の組織の中で、委員としてアからクまでの選出委員が記載されていますが、現状では結果としてほとんど男性になってしまうのではないかと危惧しています。そこで、防災会議に女性委員の参画が保障されるよう制度化して頂きたい。特に女性の医師、看護師、助産師、保健師、栄養士、建築士、教員など暮らしに関わる女性専門家が参画出来るようお願いしたい。	災害対策基本法の改正に伴い、市の防災会議にも「学識経験のある者等」を委員とすることが可能となりました。市の条例を改正し、それに基づく委員については、女性委員を含めた選出をしてまいります。	無	

流山市地域防災計画修正案に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
29	1-12	第4節 第3 指定地方行政機関	機関の名称 国土交通省関東整備局 千葉国道事務所を追加 理由：一級国道6号は国管理 事務又は業務の大綱 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1 TEL 043-287-0311 ア、道路に関する事 イ、災害に関する事 ウ、災害復旧工事の施工に関する事	国道6号の維持管理は柏維持修繕出張所の担当なので、その旨を記載します。	有	p1-12：当該箇所の修正。 「国土交通省千葉国道事務所柏維持修繕出張所 <千葉県柏市吉野沢3-9 (TEL) 04(7143) 4230> 国道6号の維持管理に関する事。」を加筆
30	1-28	第5節 第4 4 土地利用	山林10%・・ ↓ 山林10%の後ろに原野9.9%を追加・・	土地利用の現状について、合わせて100%になるように修正します。	有	1-28pの修正 現行の「市域の土地利用の現状について・・・・宅地（・・・・）が49.2%を占め、田・畑30.9%、山林10.0%となっている。」を 「市域の土地利用の現状について・・・・宅地（・・・・）が49.2%を占め、田・畑30.9%、山林10.0%、雑種地・池沼9.9%となっている。」に修正します。
31	1-30	第5節 第5 2(3)東北地方太平洋沖地震及び余震	本市では、震度5弱を記録し・・ ↓ 本市では、震度5弱を記録し一部地域の学校校庭等において液状化現象が見られた他、900棟を・・追加 理由：地震で長崎小の校庭、野々下水辺公園芝生地等で液状化現象があり本市でも確認された。	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。	有	p1-30：当該箇所の修正。 「・・・・人的被害はなかった。また、長崎小の校庭、野々下水辺公園芝生地等、一部地域において液状化現象が見られたが、補修を施す必要のある規模のものではなく、液状化による被害もなかった。」に修正（下線部を加筆）します。
32	1-30	第5節 第5 2(3)東北地方太平洋沖地震及び余震	・・・・、放射能対応等が・・ ↓ ・・・・東京電力福島第一原発の事故による放射能対応等が	文脈上、放射能対応が必要となった原因が福島第一原発の事故にあることは明白です。	無	
33	1-31	第6節 想定地震と被害想定	自治会長時代の、防災訓練等の折に被害状況等の認識を話し合ったことがありましたが、人それぞれの認識度にバラツキがあり議論になりませんでした。 市の方では震度4以上を記録したときから「配備基準」を定めて居られますが、市の職員でも「震度4での被害がどの程度」と答えられる方は少ないと判断いたします。 そこでは、各震度毎の被害想定を参考資料として示して頂きたいことです。具体的には、1)人命の被害程度、2)建物・構築物の被害程度、3)水道、電気の被害程度と復旧のおおよその時間、4)交通の被害程度（がけ崩れ、道路の陥没、液状化、建物・塀の倒壊、電柱の転倒、電線の垂れ下がり等が原因となる）5)被災地域の広さと支援物資の供給体制（主要な被災地域が千葉県のみか首都圏全域かで大きく異なることが予想される）等のおおよその数値を示して頂きたい。これを各戸に配布頂ければ、震災に対する住民の認識と理解が深まると思います。	「各震度における被害の程度の資料を各戸に配布頂ければ、震災に対する住民の認識と理解が深まると思います。」との趣旨は理解しますが、防災計画は各戸に配布するためのものではありませんので、ご意見の資料については、市のホームページや広報「ながれやま」、今後作成する地震防災関連の各種資料に掲載します。	無	
34	1-44	第6節 第3 流山市直下の活断層によるM7.3の地震	P5やP6については自然災害なのでコンサルタント会社ではなく学識経験者に関してどのような避難を行うべきか具体的に書いてください。	避難につきましては、第2章第5節に記載しており、各地区の避難計画を各自主防災組織が作成し、市は必要な支援や助言を行っていくこととしております。 なお、第2章第1節に揺れが収まった後の退避行動について記載しておりますが、留意事項を加筆します。 関連箇所：第2章第1節第1「1(4)ウ 揺れが収まった直後の退避行動」、第2章第5節第2「1 避難計画の作成」	有	p2-3：第2章第1節第1「1(4)ウ揺れが収まった直後の退避行動」に加筆。 ・原則、自動車は利用しない。 ・災害時要援護者の支援を行う。

流山市地域防災計画修正案に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
35	1-44	第6節 第3 流山市直下の活断層によるM7.3の地震	P 5からP 8などについて個人の努力は書いてありますが、市の計画はなにもありません。消火栓や消火のための貯水池をしらべ不足しているところの今後の補充計画を出してください。(小学校の社会の教科書では市の仕事として勉強します。)	消防水利は、総務省消防庁から示されている消防水利の基準に基づき、消防本部で市内の開発状況や水利設置状況を考慮し、関係機関と協議した上で、不足している地域に設置しています。	無	
36	1-45	第6節 第3 1(2) 液状化の状況	液状化の発生する可能性が高い地域は少ないが・・・ ↓ 本市の中で特に江戸川及び坂川に沿う農耕地や市街地を形成する地域において液状化の危険度が高く算定され、これら地域における液状化対策が急務である。	現行案で、「流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小河川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなると算定され、特に、これらの地域における液状化対策が重要となる」と記載しています。 なお、これらの地域に、今後建物を建設する場合は、事前に対策を施すよう、情報提供等を行います。また、現在の技術においては、既に建物が建築されている土地の液状化対策には多額の費用を必要とし、今後の国や企業等の技術開発等が不可欠です。	無	
37	1-46	第6節 第3 1(4) 建物被害	P 7などは個人の家が特定できますので、犯罪誘発にもなりかねません。柏のように地区ごと統計数字でだしてください。	ご意見にある図は、地域的な特性による危険度を周知するためのものであって、個々の家の危険度を表したものではなく、また、50mメッシュのため、個人の家までは特定できません。また、柏市でも50mメッシュの分布図を公表していますし、揺れやすさマップについては、同じ50mメッシュで公開しておりますが、犯罪につながったという報告は受けておりません。	無	
38	1-47	第6節 第3 1(6) ライフラインの被害	電力施設は流山市が所管・公開されている上水道・下水道網のように、ネットワークと拠点施設が非公開なので分析できません。ただし耐震設計につき「道路橋設計示方書などの基準水平震度」「変電設備 機器 0.3-0.5G」「架空線 地震時加重については一般に省略」「耐震設備 震度6(水平Max加速度 0.3G)」「通信設備水平加速度 0.5G」などの表現を見ると、阪神・関東大震災などの直下型の地震動(今回見直しでクローズアップ)には対応できないのではと不安を覚えます。 東京電力に対し、電力供給ネットワーク図の公開を求めるべきと考えます。電力料金を値上げするなら、ネットワーク図を公開すべきと考えます。	市は、防災計画作成に際して、東京電力に対し、被害想定のため、電力供給ネットワーク等の資料を提供するよう求めています。保安上の理由から得られていません。 指定公共機関たる東京電力は、災害時においても、電力の安定供給に努める責務を有しており、市は、同社に対して、発送電施設等の耐震化、被災時における迅速な復旧態勢の構築等の対策を取るよう要請してまいります。	無	
39	1-51	第7節 2(1) 安全で災害に強いまちづくり	追加：ウ 石造の鳥居、狛犬、石柵、墓石等の倒壊について安全策を講ず	石造の灯籠、鳥居、狛犬、石柵、墓石等の倒壊を防ぐため、所有者に対して安全策を講じるよう啓発を行います。 また、地震発生時は、これらや、石段、ブロック塀等から離れるよう、市民に啓発してまいります。	無	
40	1-51	第7節 2(2) ア 防災拠点等の機能確保	追加：高層棟では自主的に食料、防寒具等の備蓄の拡充を行う。	高層棟であれ、戸建住宅であれ、家庭における水や食糧等の備蓄は重要であり、「第2章第4節第2 3 住民等への備蓄の啓発」において、備蓄の推進について記載しています。	無	
地震災害対策編・第2章 災害予防計画						
41	2-2	第1節 第1 1(3) 平常時の備え	オ お薬手帳	ご意見の趣旨を踏まえ、お薬手帳を非常持出品に追加します。	有	p2-2：当該箇所に追加。 イ 3日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレ用紙、非常持出品(お薬手帳、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)等の備蓄
42	2-2	第1節 第1 1(3) 平常時の備え	カ 追加：ペット用のえさ、トイレ等	ペット用に関する備蓄については、ペット対策の部分に記載します。 関連箇所：第2章第5節第3「3 ペット対策」	有	p2-78：第2章第5節第3「3 ペット対策」に加筆。 また、市は、飼主に対し、災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの(餌やトイレ、キャリー、ケージ、引き綱、常備薬等)、しつけ及びマナー等について周知する。

流山市地域防災計画修正案に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
43	2-4	第1節 第1 2 オ 防災に関する 講演会、説明会、 座談会	私は流山市の消防にて応急手当普及員の資格を取得し消防が行う普通救命講習会でAEDの使い方等を教えています。 しかし、女性消防団、応急手当普及員、の数が少なく講習会の手伝いに出る人は限られてしまい数多く講習会を開催する事が出来ません。女性消防団、応急手当普及員であっても普段は会社員であったり、仕事をしている方が殆どです。その為に平日の手伝いが出来ない人が多いと思われます。 普通救命講習会と同時に、応急手当普及員の講習会も年に1回は開催し広く市民の協力を得るような環境も必要と思います。 現在、普通救命講習会は女性消防団、応急手当普及員が中心になって行っていますが、応急手当普及員講習会は最近開催されておりません。 この講習会は救急隊員の方が講習を行っていますが、現役の救急隊員の為、通常勤務と並行して講師として行っているのも無理が生じます。無理であれば他から講師を招いてでも講習会を開催するべきであると思います。	ご意見のとおり、普通救命講習会の開催回数増加に伴い指導に当たる応急手当普及員の確保に苦慮する場合がありますため、普通救命講習会での指導者充実に向けて、応急手当普及員を養成する講習会の開催にむけて今後検討してまいります。	無	
44	2-6	第1節 第3 自主防災組織 の整備	震度7程度で電気水道、交通が全く遮断された状態で、自治会等が救助した重傷者や要援護者などをどのように処置するか「応急処置又は対応マニュアル」を整備して頂きたい。	「第2 章災害予防計画 第1 節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備」において、『自主防災組織等の訓練等に対して、「資料の収集、作成及び配布」「DIG及びHUGの講習会」等を重視してその実施を支援する。』と記載しています。 なお、本年5月19日に実施した自治会懇談会において、「自主防災組織の手引」という資料を配布したところですが、今後も、各種参考資料の提供に努めます。各自治会、自主防災組織等においても、必要な資料の収集に努めて頂ければと考えます。	無	
45	2-7	第1節 第3 1(2) 自主防災組織 の編成	地域の実情に応じて生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施を可能とし、地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の責任ある地位に必ず女性が含まれるように方策を考えて頂きたい。	「自主防災組織や避難所運営組織への女性の参画の促進」について記述しています。 その上で、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく‘自発的’な防災組織」であり、自主防災組織の責任ある地位に女性が含まれるようにするためには、市民自身に、そういった意識を持って頂くことが必要不可欠です。このため、市は、地道に根気よく関係者との対話を継続することが重要であるとの認識のもと、自治会や防災に関わる団体等における防災講話等に際して、その必要性を強く訴えているところです。	無	
46	2-10	第1節 第4 5 企業防災の促進	追加：災害時に襲撃されやすい金融機関、コンビニなどのATMの予防計画の作成を指示する。必要に応じて、警察機関と協議する。	災害時の防犯については、警察と連携して実施していくことを第3章に記載しています。 企業における防犯計画の作成等の取り組みは各企業の責任で行うことが基本であり、市には、私企業に対して「予防計画の作成を指示」する権限はありませんが啓発には努めてまいります。 関連箇所：第3章第4節第1「3 社会秩序の維持及び社会的混乱の防止」	無	
47	2-11	第1節 第5 1 防災ボランティア の活動分野	ボランティア活動内容 専門分野 追加：ウ 外国語の通訳・翻訳、情報提供【、外国人支援センターの設置、国際交流協会間の連携】	電子メールによる災害情報等の提供については、英語版を発信出来るように準備を進めており、また、外国人が防災訓練に参加又は見学に来て、防災に関心を持ち、地域との交流を深めるよう、直接及び国際交流協会を通じて働き掛けたところで、今後、外国人の支援について、同協会と連携を進めてまいります。	無	
48	2-11	第1節 第5 1 防災ボランティア の活動分野	追加：オ 被災者【及び支援者】への心理的ケア	支援者への心のケアについては記載しております。 関連箇所：第3章第3節「第5 惨事ストレス対策」、第3章第6節第3「2(5) 災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア」	無	
49	2-11	第1節 第5 2(3) 研修・訓練	追加：応急危険度判定員、建築・住宅相談員の登録	応急危険度判定士の名簿の管理については、県が行うこととなっております。また、市では無料で「木造住宅耐震診断」を行っていますが、「建築・住宅相談員の登録」については、今後、検討してまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
50	2-14	第1節 第6 3 自主防災組織、NP0、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練	防災士と同等の資格で総務省消防庁後援の災害救援ボランティア推進委員会が実施するセーフティリーダー（略称：SL）養成講座があります。講座内容は、防災士と同等の内容で、受講料が一般13,900円・学生9,900円となっており、本年我孫子市が市民向けに養成講座を開催、都内の主要大学でも養成講座が開催されています。ぜひ防災士と共にこの講座も活用・協力を求めたいかがでしょうか？ 災害救援ボランティア推進委員会 HP：http://www.saigai.or.jp/	セーフティリーダー養成講座等の奨励について、今後検討してまいります。	無	
51	2-14	第1節 第6 3 自主防災組織、NP0、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練	防災図上演習（DIG）を自治会組織等を対象に普及させてください。出前講座にもなじむと考えます。	「第2章災害予防計画 第1節 訓練及び防災知識の普及計画 第3 自主防災組織の整備」において、『自主防災組織等の訓練等に対して、「DIG及びHUGの講習会」等を重視してその実施を支援する。』と記載しています。現在、図上訓練及びDIGの支援についての依頼が来ており、普及に努めます。	無	
52	2-14	第1節 第6 3 自主防災組織、NP0、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練	HUGというごろ合わせに違和感がありますが、発想には大賛成です。自治会組織等に周知徹底してください。	「HUG」の名称に対する印象には個人差があると考えますが、平成19年にこれを開発した静岡県がHUGと名付けているため、市としましてもこの名称を使います。DIGと同様、今後普及してまいります。	無	
53	2-17	第2節 第1 2 警戒避難体制の整備	たしか第2章、第2節で、市内の主要な危険な傾斜地については定常的な監視をされるような記載がありましたが、市内には傾斜地に建つ建物は沢山存在し、擁壁などの膨らみやひび割れが散見されますし、建築基準法違反のブロック塀も存在します。市の指導の下、自治会レベルで一斉に調査をすべきと判断しますが、ご判断ください。（明らかに耐震的でない建物も同時に調べては）	急傾斜地については、県とも連携し、毎年点検を実施しています。また、ブロック塀や擁壁の調査については、今後検討してまいります。	無	
54	2-18	第2節 第2 1 地盤の液状化対策工法	液状化した場所の今後の方向を出してください。	東日本大震災時、一部地域において、液状化の現象が見られましたが、補修を要する程度の液状化の報告は受けておりません。しかしながら、本計画修正に際して実施した被害想定においては、「流山市西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小川川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなる」と算定されています。これらの地域に、今後建物を建設する場合は、事前に対策を施すよう、情報提供等を行います。また、現在の技術においては、既に建物が建築されている土地の液状化対策には多額の費用を必要とし、今後の国や企業等の技術開発等が不可欠です。	無	
55	2-18	第2節 第2 液状化防止対策	理由：先の地震により液状化に被害は甚大であり、人災こそないが、既存住宅の傾倒、沈下の他、道路、上下水道などの被害により生活再建(再建資金等)が困難であり、再来する地震等を考慮し、安全で安心して生活できる市街地を実現するため地域ブロック一体型（既存住宅と公共施設）の対策に取り組む事は急務である。	液状化対策の重要性は認識しており、今後の技術開発、国や県の政策等に即して対策を進めていく必要があると考えます。	無	
56	2-19	第2節 第2 1(3) 地下埋設物（上下水道等施設）	前文に追加 地下埋設物は、道路地下空間に埋設されているため、道施設の特性を考慮し道路と一体で地盤の補強対策を行う事を原則とする。	地下埋設物については、各管理者（占有者）で耐震補強工事等を含め対策を行っており、道路構造と一体での地盤補強対策については、現在のところ早急に取り組む環境にありません。	無	
57	2-20	第2節 第2 3 建築物の液状化被害予防対策の推進	液状化の可能性があるところの市民への告知と市としての大きな方向を出してください。	千葉県等で実施された液状化に関する調査結果に基づき、液状化の危険性を周知するハザードマップやパンフレットの作成・配布等を行ってまいります。液状化対策については、今後の技術開発、国や県の政策等に即して対策を進めていく必要があると考えます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
58	2-33	第3節 第4 市街地の整備	道路の狭いところで消防車が入らないところは何パーセントあるのか出して具体的な方策を示してください。	市内の狭隘な道路状況にあつては、管轄の各消防署にて調査し、進入困難箇所を地図に落とし、この情報を全署で共有しています。 また、全ての防火水槽と消火栓に消防車両が水利部署でき、火災等の災害対応に際しては、消防ポンプ自動車に積載されているホースカー等の消防資機材を有効に活用して、速やかな消火活動に努めています。	無	
59	2-34	第3節 第4 1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進	追加：(6) 空き家対策：耐震上危険な建物、住宅には安全策を講ずるまたは撤去するように促す。	防災上の観点からも、空き家対策の重要性を認識しており、「流山市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、適切に対応してまいります。	無	
60	2-55	第4節 第1款 第2 3(1)防災行政無線の整備	P 2 [2] イウに関して この前の断水の時もそうでしたが無線が全く調子悪く何言っているのかわからないという意見が多かった。アナログからデジタルに変わる時期なので他の方法を考えてください。	防災行政無線の屋外子局（拡声器）については、効果の観点から、これに代わるより有効な手段を検討してきました。 しかしながら、それらの手段は、それぞれ一長一短があり、現時点においては、単一の手段を以て満足し得るものというものはありません。従って、今後は、防災行政無線の既存の屋外拡声器のほか、戸別受信機、広報車、安心メール、エリアメール、ツイッターといった複数の手段を、最適の組み合わせで整備してまいります。	無	
61	2-61	第4節 第1款 第1 情報収集・伝達体制の整備	市内には、日本アマチュア無線連盟千葉県支部（千葉県と非常通信の協力体制）の登録クラブ、江戸川台アマチュア無線クラブ（以前流山市総合防災訓練で非常通信訓練に協力）と流山アマチュア無線クラブの2つがあり、この登録クラブに協力を求めたらいかがでしょうか？ HP：http://www.jarl-chiba.com/	地震災害対策編第4節第1において、「地震災害時での被災地情報・安否情報の発信や確認において、アマチュア無線の有効性が確認されていること、また今後これらの愛好家の協力を得て、情報発信・伝達手段の補強を図る」としています。また同節第9において、「災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動支援のため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの担当窓口を定めておくものとする」と記載しています。 今後、意見を頂いたクラブ等との協力を進めます。	無	
62	2-62	第4節 第2款 第2 防災用品備蓄の推進	4 節 2 款第2 防災用品備蓄の推進 「避難場所の位置を勘案」とあるが、避難場所毎の想定避難人数（毎年見直す）も勘案しないと、物資の必要数量はつかめないはず。	ご意見を踏まえ、想定避難人数についても勘案した内容に修正します。	有	p2-62：当該箇所の修正。 ・・・避難所の位置及び想定避難人数等を勘案した分散備蓄に配慮する。
63	2-63	第4節 第2款 第2 1(2)ウ 災害用井戸	同時に先日(5/19)の断水時に災害井戸に水を汲みに来た市民がいますが、飲料水には成りませんと案内（災害井戸の意味がない） 以前安心安全課に聞いた話では 口過器 があるとの事を聞きましたが、あるのでしょうか。 あるのであれば口過器こそ災害井戸の設置されているところに設置しておくべきではないのでしょうか。 各家庭や自治会で井戸を掘ったり整備したりする際に行政として補助金を出しているところがあると聞きました（練馬区）	災害用井戸につきましては、避難所やその周辺における生活水の確保のため、各小中学校等に設置しています。現在ある27か所の災害用井戸の原水とろ水機による処理水を検査した結果を踏まえ、飲用水として供給出来ると判断した18か所のうちの所要の井戸に動力ポンプ等を設置して、その給水能力を強化する旨を「第2章災害予防計画 第4 節 防災施設・体制等の整備計画 第2 款 防災施設の整備」に記述します。また、応急給水用の車載ポリタンク（2t）24個購入し、応急給水能力を強化します。 なお、本防災計画案においては「市は避難所などで応急給水活動を開始する」「市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する」としています。また、防災計画の対象としている大規模災害とは別の原因によって、市の全域におけるような大規模な断水が生じた場合は、このポリタンクを使用し、4か所の浄水場に8か所の小学校を加えた12か所の給水所において給水する計画です。	有	P2-63：当該箇所に加筆。 今後、飲料水として利用可能な井戸については、飲料水として提供するとともに、動力ポンプ等の設置によって、給水能力の強化を図る。

流山市地域防災計画修正案に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
64	2-65	第4節 第2款 第2 2 食料・生活必需品の確保	指摘は民間の備蓄の参考になります。乳幼児・ペットにも配慮した備蓄品も必要と考えます。民間の備蓄を誘導していただければ幸いです。	乳幼児に配慮した備蓄として、災害時要援護者の品目の部分に「哺乳瓶」を加筆し、市として備蓄するとともに、乳幼児を有する家庭における備蓄を啓発してまいります。ペット用の備蓄に関しては、飼主の責務として備蓄するよう啓発してまいります。	有	p2-65：表2-4-6の修正 災害時要援護者：哺乳瓶を追加。 p2-78：第2章第5節第3「3 ペット対策」に加筆。 また、市は、飼主に対し、災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの（餌やトイレ、キャリー、ケージ、引き綱、常備薬等）、しつけ及びマナー等について周知する。
65	2-65	第4節 第2款 第2 2 食料・生活必需品の確保	追加：セ 長期避難に備え、段ボール界壁、段ボール製簡易ベッド等の整備を検討する。	段ボールベッドについては、災害時要援護者用として備蓄を行い、また、プライバシーに配慮するため、間仕切り等の品目を備蓄することを記載しております。	無	
66	2-67	第4節 第2款 第2 3 住民等への備蓄の啓発	備蓄倉庫に何が保管されているのか公表し足りないものは各家庭で準備をしてもらえるように徹底しては	防災備蓄倉庫の備蓄物資については、資料編に掲載しているのみですが、今後ホームページその他の手段でも公開してまいります。また、家庭における備蓄品については市ホームページや講習会等を通じて周知を図っております。	無	
67	2-67	第4節 第2款 第2 4 防災用資器材等の備蓄	塀や家具などの倒壊で 手足が挟まれた場合、子供、年配者でも車のジャッキがあれば700kg近い力で持ち上げられ10cmでもあがれば手足が抜け出る可能性が高くなるのではないのでしょうか。 当団体では出来る限りジャッキを集めるように努めています。	市としてジャッキを備蓄しておりますが、各自主防災組織でも備蓄していくよう、働きかけていきます。	無	
68	2-73	第5節 第1 1 避難場所及び避難所等の確保	2. 市内にある県立高校との連携も必要でしょう。連携する事項や方法を計画に入れる。	避難者の受入れ等について、県立高校との協定の締結をしております。今後、連携を強化してまいります。	無	
69	2-73	第5節 第1 2 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定	場所の指定に当たり、「安全な場所」とあるが、現在の指定避難場所の安全性は十分検証されているのか。再検証が必要。例えば八木北小などは周辺に住宅が密集しており、安全とはいえない。（面積だけでよいのか）阪神震災の火災時の火災渦の恐ろしさは経験済み。研究してください。	八木北小学校を含め、各避難所は比較的安全な施設であることから選定しています。それでも、近傍で火災が発生し、避難所に危険が及ぶ恐れが生じた場合は、住民が安全に避難できるよう情報伝達及び誘導等を迅速かつ的確に実施してまいります。	無	
70	2-77	第5節 第3 1 避難所運営体制の整備	小学校、中学校等に避難する際町内ごとに以前に教室の割り振りを出来ないものか（万一の時の混乱が少なくなるのでは） 住民以外にも仕事などで流山に来ている人への対応も要検討	町内単位で教室を割り当てることには一長一短があります。今後、市役所の職員と各避難所に主に避難する地域の自治会長や施設管理者等をもって、各避難所毎の運営マニュアルを作成してまいりますので、該当する地域の自治会長を通じてご意見を提出して下さい。	無	
71	2-77	第5節 第3 1 避難所運営体制の整備	ボランティアへの依存が多くなりますが、炊き出しなど各町内会で一度訓練を行う必要があると考えます。 その際設定によってはガス、電気が不通として訓練するのも必要かもしれません。炊き出しの終了後に何が足りないのか、何が必要か、事前の準備に必要なものは何なのか、等の話し事前に準備をする	平常時から避難所運営体制を整備し、定期的に避難所運営訓練を実施していくことを記載しています。現段階では、実際に、こういった訓練を実施する動きは極一部の自治会等に限定されますが、これを全地域に広げていくよう啓発し、実施に際して協力するよう努めてまいります。	無	
72	2-86	第7節 第2 在宅災害時要援護者に対する対応	NPO防災対策サポートからの提案 災害でけがをしたり、意識不明になった際、又最悪の死亡した際など身元不明が多くなる様子が当方で行っているライフプレートの普及をしてはどうか。ライフプレートは災害時だけではなく交通事故、認知症による徘徊時に保護した際など対応が素早く出来るのではないのでしょうか。 鎌ヶ谷市では既にスタートしています。 ライフプレートには名前、緊急連絡先、生年月日、血液型、通院している病院名、 病名、tel アレルギー等を記載してあります。	現在、市のホームページで、「防災士が勧める 我が家の災害用備蓄品等」というのを掲載中であり、その中の一つとして、ご意見の趣旨に相当するものを入れていきます。今後も、啓発に努めてまいります。	無	
73	2-87	第7節 第2 5 福祉に配慮した避難所（福祉避難所）の確保	追加：ウ 緊急時に高齢者の人数分の移動手段の確保の検討しておく。	要援護者支援プランを通して、地域において確立していくよう働きかけてまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
74	2-93	第7節 第4 3 情報ネットワークの構築	追加：、災害メールやツイッターの英語【及びやさしい日本語】配信について検討を行う。	電子メールによる災害情報等の提供については、英語版を発信出来るように準備を進めています	無	
75	2-93	第7節 第4 4 文書等の多言語化	追加：市は、災害時に必要な各種文書について、英語【及びやさしい日本語】で用意するとともに、ニーズに応じて言語を追加していくものとする。	電子メールによる災害情報等の提供については、英語版を発信出来るように準備を進めています。安心メール以外の文書等の英語版については、現実を踏まえた必要性等について、国際交流協会と協議をしております。	無	
76	2-97	第9節 第1 1 緊急輸送路の選定	9節 第1 陸上輸送の環境整備 「あらかじめ輸送路を選定しておく」とあるが、最悪を想定するとほとんどの道路が通行不可となるだろう。あらかじめの選定は無意味。 輸送出来ないと想定した計画とすべき。例えば、避難場所に来る限り備蓄しておくなど。	災害に際しては、緊急輸送路を早急に確保することが必要不可欠です。このため、その予定路を選定し、最優先での応急復旧や交通統制等について、予め計画しておくことが必要です。 また、道路が利用できない場合に備え、ヘリコプターによる空輸のためのヘリポートの指定及び夜間離着陸のための誘導灯を整備するとともに、避難所又はその近傍に備蓄倉庫の整備を推進します。	無	
地震災害対策編・第3章 災害応急対策計画						
77	3-24	第1節 第4 2(2)住家の滅失等の算定	追加 液状化被害に対する算定基準を記載 事務連絡 平成23年5月2日 各都道府県 防災担当(局)長 殿 内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(災害復旧・復興担当) 地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について を一覧表にして記載する。 (例) 銚田市災害対策本部HPより 	参考となるため、資料編に記載します。	有	資料編に追加。 表 住家被害程度の認定基準(地盤に係る被害等) (表略) 図 地盤に係る被害 (図略)
78	3-42	第2節 第3 4 初動期の情報収集体制	表3-2-6(1) 初動期の情報収集体制(1/2) 04 道路河川等 情報 道路班 国土交通省関東地方整備局 河川班 局 江戸川河川事務所、局 千葉国道事務所、県東葛飾土木事務所 を追加	「国土交通省千葉国道事務所柏維持修繕出張所」を加筆します。	有	p3-42：表3-2-6(1)に加筆。 4 道路河川等情報の情報提供機関：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、千葉国道事務所、県東葛飾土木事務所
79	3-84	第5節 第5 (3) 避難方法	追加：ア ・高齢者、障がい者等の移動にあたっては予め許可を得て自動車で移動する。	ご意見の趣旨を踏まえて、「避難の方法は‘原則として’徒歩による」としています。 災害時要援護者の避難を支援する場合、車椅子等が適するの、それとも自動車が必要になるの、避難の切迫性、避難所までの距離、道路状況、火災や他の避難者等の状況次第です。従って、災害時要援護者の避難を支援する人が、これらの状況を踏まえた上で、自動車を使うことの妥当性を総合的に判断していただくことが必要であり、災対本部が個別の避難者毎に許可を出すことはありません。 そのためにも、災害が発生する前の避難計画の作成や訓練が重要になります。	無	
80	3-84	第5節 第5 7 住民の安否確認	7 住民の安否確認 追加：外国人住民の安否確認は外国人支援団体の協力を得る。市は連絡手段等の協力をする。	現状では、国際交流協会が把握している外国人はごく一部であり、特定の団体をもって安否確認をするというのは困難です。 英語版安心メールの普及と並行しながら、国際交流協会等、関係組織と協議を進めてまいります。	無	

流山市地域防災計画修正案に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
81	3-84	第5節 第5 7 住民の安否確認	追加：住民の安否確認の情報提供については市のホームページ等で公表	大規模災害時には、国（総務省）の安否情報システムで一元管理し、公表等されることとなっています。	無	
82	3-87	第5節 第7 5 臨時の避難所	追加：カ 特別な事情がある住民及び外国人住民等は予め避難施設を登録しておく、避難所に準ずる食料等の支援を要請できる。	避難所においては、特別な事情がある住民及び外国人住民等についても等しく対応します。 なお、高齢者等の災害時要援護者に対しては、福祉避難所の設置を行います。	無	
83	3-87	第5節 第7 5 臨時の避難所	追加：キ 障がい者用（オストメイト）シャワーまたはこれに準ずる衛生機器を設置する。	新しく新設する施設については、オストメイト対応について考慮してまいります。	無	
84	3-92	第5節 第8 5(1)運営手段の留意点	ア 避難者名簿の作成 追加：外国人住民の名簿を外国人支援団体の協力を得て作成する。	外国人の避難者名簿も、日本人と同様に各避難所において作成します。 具体的な様式や支援等については、避難所運営マニュアルの作成時に定める予定です。	無	
85	3-114	第7節 第1 応急給水	「避難場所での応急給水を開始」とあるが、前述の輸送の如く、給水車は避難場所に行けないと想定した計画とすべき。 又、給水期間を「災害発生から7日以内」とあるが、それ以降は給水は可能なのか。水道の復旧が出来るとは到底思えない。どうするのか。	給水車が避難所まで到達できない場合は、災害用井戸、備蓄物資や自助によって備蓄している飲料水において対応するとともに、ヘリコプター等による空路輸送において飲料水を確保することとします。 「また、避難所等では、7日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保する。」を加筆します。	有	p3-114：当該箇所に追加 また、避難所等では、7日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保する。
86	3-168	第12節 第1 応急仮設住宅の建設	追加：長期的使用を考慮し、木造応急仮設住宅の設計図書と資材供給を準備しておく。	木造応急仮設住宅については、東日本大震災の事例を踏まえ、検討してまいります。	無	
地震災害対策編・第4章 災害復旧計画						
87	4-15	第1節 第10 3 義援金品の配分	追加：配布にあたっては緊急性を重視する。	配分に当たっては、緊急性とともに公平性も重要なため、配分方法を工夫するなどして出来るだけ迅速な配分に努めることを記載しております。	無	
88	4-21	第2節 第2 災害復旧計画・復興計画の作成	3 復興計画の協力 追加：自治会または地区ごとに復興街づくり協議会を設置し、市の復興計画の作成に協力する。	現在進めている地域まちづくり協議会において、復興まちづくりのような内容もそれぞれの地域の特性等必要に応じて取り入れいくよう働きかけてまいります。	無	
地震災害対策編 附編						
89	59	第5章 第11節 その他の対策	追加：第4 保安対策 警察、民間警備会社、ボランティアと連携し、金融機関、ATM等の保安に務める。	東海地震に際しては、本市にはそれほどの被害は想定されてません。 関連箇所：第5章「第3節 警備対策」	無	
風水害等対策編・第2章 災害予防計画						
90	2-2	第1節 第1 1(2)災害予防に関する事項	ケ 追加：地震・洪水【・竜巻】に関する調査結果	災害の種類と特性に含まれます。	無	
91	2-2	第1節 第1 1(2)災害予防に関する事項	追加：ク 竜巻についての防災教育	竜巻は、風水害に含まれます。	無	
92	2-16	第2節 第2 2 浸水予想区域等の公表	洪水マップは大掛かりな問題です。。今後江戸川が氾濫したらお手上げです。今後の住宅の建設はどこあたりにするか考え市としての方針を出してください。	防災計画やハザードマップ、防災講話を通じて、リスク情報の提供に努めてまいります。	無	
93	2-28	第4節 第1 建造物等の風害予防措置	追加：ウ 倒壊の恐れのある空き屋は所有者に撤去または補強を要請する	「流山市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、適切に対応します。	無	
94	2-28	第4節 第1 建造物等の風害予防措置	追加：エ 竜巻注意報が発表された場合は物置、自転車等をロープ等で緊結しておく。	p2-2：修正 「第2章 第1節 第1 1 (4) 災害時の心得」に「イ 強風で飛ばされる恐れのある物の収納、縛着等」を加筆します。	有	p2-2：第1節第1(4)災害時の心得に加筆 イ 強風で飛ばされる恐れのある物の収納、縛着等
95	2-28	第4節 第1 建造物等の風害予防措置	追加：オ 腐れ、倒木の恐れのある樹木は伐採しておく。	「第4節 風害予防計画 第3 街路樹等の風害防止対策」に、加筆します。	有	p2-28：当該箇所に追加 また、腐れ、倒木の恐れのある樹木は伐採する。
風水害等対策編・第3章 災害応急対策計画						
96	3-202	第16節 帰宅困難者対策	追加：4 保育園、幼稚園、小学校、中学校、障がい者施設等では園児、児童の避難、帰宅において安全を図る。	児童等の避難・帰宅については、「第10節 応急教育計画」に記載しています。	無	
その他						

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域防災計画 修正案
97		全般	全体を通して感じたことは、女性の視点に立った対策・・・、あるいは女性に配慮して・・・という文言が入り、従来のハード中心の計画からは人間を尊重した計画へと移行しつつあることにホットしています。しかしながら、女性は全て弱者ではありません。乳幼児をかかえた女性や、妊娠中の女性などは、高齢者や病気の方々と同じ要援護者として支援が必要ですが、大方の女性は男性と共に街の安全を願うパートナーとして男性と共に、地域防災を担う力があります。つまり防災の政策・方針決定過程に参画を真に必要とするならば、具体的な参画のための手法が修正計画に必要だと思います。	災害対策基本法の改正に伴い、市の防災会議にも「学識経験のある者等」を委員とすることが可能となりました。市の条例を改正し、それに基づく委員については、女性委員を含めた選出をしております。また、自主防災組織等、地域の組織については、防災講話等に際して、その必要性を強く訴えているところです。	無	
98		その他	あまりにもぶ厚くよく気が薄れました。（もっとコンパクトにならないものか）	本計画は、対象とする災害の種類が震災、風水害から各種の大規模事故と幅広く、かつ、市役所のみではなく関係機関、企業、地域から個人までのことを、予防から応急対応、復旧・復興段階まで全てを網羅した計画であるため、必然的に量が多くなります。市民向けには、要点をまとめ、或いは、内容を市民が直接関係する事項のみに限定した概要版を作成する予定です。	無	
99		その他	個人の努力ばかり書くのでは市役所の機能はいいません。	個人の努力よりも、市が実施する事項を中心に記載しています。	無	
100		その他	災害予防は単に役所だけが担うだけでなく、井崎市長も常におっしゃっている市民との協働があって、はじめて自分たちも街を守ると言う意識の醸成が養われると思っています。関東地方にも直下型地震が言われている中で、このような地域防災計画の策定に当たっては、特に「避難所等の設置・運営」については、市民の（女性30%を入れた）ワーキンググループなどで、計画の修正案づくりをされると良かった。	男女共同参画社会づくりを進める団体から要望をいただき、市地域防災計画に反映しております。避難所運営マニュアルの作成に当たっては、女性の参画の促進に努めてまいります。	無	
101		その他	1. 全国各地や姉妹都市からの物資や人の支援の申し出が考えられるが、市内のどこで（避難場所や地区）、何を、どのくらい必要かを収集し、それを支援元へ発信するシステムが必要となる。大混乱の中被災地でそのシステムをつくるのは不可能。事前にシステムの構築とその運営者をきめておくことを計画に織り込むべき。	救援部を通じて県に要請するシステムは定まっています。マニュアルを通じて、実効化を図ってまいります。関連箇所：第3章第5節第8「5 管理運営上留意すべき事項」	無	
102		その他	3. 高齢者や女性、障害者への配慮が入っており大変素晴らしいと思います。但し、一般的に抽象的な表現が多く見られる事は残念ですし、これで本番を迎えて大丈夫なのかと不安です。例えば、・・・を推進する。（どう推進するのか）・・・を整備する。（どう整備するのか）・・・に努める。（どのように努めるのか）但し、実施計画とか実施要綱など具体的なものを別に定めるなら良いのですが。	災害対策は、本防災計画だけで成り立つものではなく、施設整備等に関しては基本計画等で、また、災対本部や各避難所の運営といったことに関しては各マニュアル等で具体化をしております。	無	